第十五条の見出しを「（通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産）」に改める。

第十六条の見出しを「（通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）」に改める。

（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十四条　高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「通則法」に、同項第一号中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（通則法第八条第三項の主務省令で定める重要な財産）

第一条　国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。以下同じ。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項の主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他厚生労働大臣が定める財産とする。

第二条第一項中「（法第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。以下同じ。）」を削る。

第九条の次に次の二条を加える。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第九条の二　厚生労働大臣は、国立高度専門医療研究センターが通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第九条の三　厚生労働大臣は、国立高度専門医療研究センターが業務のために保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

第十五条の見出しを「（通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産）」に改める。

第十六条の見出しを「（通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）」に改める。

附　則

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

○厚生労働省農林水産省令第一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行に伴い、独立行政法人農業者年金基金の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦

独立行政法人農業者年金基金の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の特例を定める省令の一部を改正する省令

独立行政法人農業者年金基金の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の特例を定める省令（平成十五年厚生労働省・農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第一条各号」を「第二条各号」に改める。

第二条中「第二条及び第四条第二項」を「第三条及び第五条第二項」に、「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「第四条第二項中」を「第五条第二項中」に改める。

第三条中「第五条又は第七条」を「第六条又は第八条」に改める。

附　則

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

○厚生労働省経済産業省令第一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行に伴い、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第八条第三項、第四十六条の三第一項及び第五十条の規定に基づき、及び同法を実施するため、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う独立行政法人情報処理推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

厚生労働大臣　細川　律夫
経済産業大臣　大畠　章宏

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年厚生労働省・経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「機構に係る通則法」に改め、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

（独立行政法人通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項又は第四十六条の三第一項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日。以下この条において同じ。）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他経済産業大臣が定める財産とする。

第九条の次に次の二条を加える。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第九条の二　経済産業大臣は、機構が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第九条の三　経済産業大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項又は第四十六条の三第三項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

第十二条の次に次の五条を加える。

（不要財産に係る民間等出資の払戻しの認可の申請）

第十二条の二　機構は、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産について、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下単に「出資者」という。）に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として経済産業大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告することについて認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　民間等出資に係る不要財産の内容

二　不要財産であると認められる理由

三　当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）